

二高養 進路だより

令和7年度 第4号
11月28日発行
青森第二高等養護学校
進路指導部

初めて聞く
ことば
だなあ～



就労選択支援制度について

障がいのある方が自分に合った就労支援サービスを選択できるようにサポートする制度です。

【制度の目的】

就労選択支援制度は、障害者総合支援法の改正により2022年に新設され、2025年10月からスタートした新しい制度です。

- 1 アセスメント: 障がい者本人の適性や希望を把握するために、短期間のアセスメントを行います。これにより、どのような支援が必要かを見極めます。
- 2 選択肢の提供: 就労移行支援や就労継続支援(A型・B型)など、さまざまな支援サービスの中から、本人の希望や能力に合った選択肢を提供します。
- 3 支援の流れ: 利用者は、面談や作業体験を通じて自分の得意なことや必要な配慮を整理し、アセスメント結果を基に適切な支援を受けることができます。

二高養における就労選択支援制度のQ&A

| | |
|---------------|--|
| 対象者について | 本校を卒業後すぐに、就労移行支援又は、就労継続支援の利用を希望する生徒が対象です。卒業後、一般就労を希望する場合は、対象になりません。 |
| 実施時期について | 卒業後の進路選択を考える上で、アセスメントで得られた情報を活用できるように、3年生以外の学年でも実施できます。また、必要に応じて在学中に複数回利用することも可能です。 本校では、2年生の後期実習後に三者面談があり、そこで進路の方向性を確認します。その面談後(2年生1～3月)に実施することが望ましいと考えています。 |
| 決定期間と有効期間について | アセスメントを終えて結果が出るまでに1ヶ月程度かかります。その1ヶ月の間に実習、ケース会議、アセスメント結果のフィードバックがあります。また、実習前に本人の情報収集のための聞き取り調査等もあります。実習前の聞き取りも含めると1ヶ月半～2ヶ月必要です。 アセスメント結果は、1年間有効です。 |
| 実施前に必要なこと | 就労選択支援制度のアセスメントを受ける場合は、相談支援事業所との契約が必要になります。 |
| 実施場所について | 実施場所は、アセスメント実施機関によって異なります。多くは、アセスメント実施事業所へ行っての実習(実施)となりますが、状況に応じて就労予定事業所や学校となる場合もあります。 |
| その他 | 放課後等テイスサービスや障がい児入所支援等支援内容に重なりがない場合は、併用が可能です。 |

※就労継続支援A型事業所と就労移行支援事業所が進路先となる場合は、2027年からアセスメントの対象となります。現在の1年生からです。現在の2年生は、就労継続支援B型事業所が進路先となる場合のみ対象となります。